

資料-210 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数等(1)

(令和3年3月31日現在)

水濁法施行令別表第1の特定施設番号	業種または施設区分	特定事業場(水濁法第5条第1項又は第2項の届出を要するもの)						第5条第3項有害物質使用特定事業場	合計
		一日当たりの平均排水量50m ³ 以上の事業場	うち、有害物質使用特定事業場		一日当たりの平均排水量50m ³ 未満の事業場	うち、有害物質使用特定事業場			
			うち、地下浸透をしている事業場	うち、地下浸透をしている事業場					
102	畜産農業又はサービス業の用に供する施設				13				13
2	畜産食品製造業の用に供する施設	1			10				11
3	水産食品製造業の用に供する施設				7				7
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設				4				4
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設				2				2
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1			2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	2			4				6
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設				3				3
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設				3				3
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設				18				18
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設				2				2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設				34	5			34
27	26※以外の無機化学工業製品製造業				2				2
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1							1
47	医療品製造業の用に供する施設				1				1
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)の用に供する施設	1							1
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	1			1				2
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設				4				4
54	セメント製品製造業の用に供する施設				1				1
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント				15				15
59	砕石業の用に供する施設				1				1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設				1				1
61	鉄鋼業の用に供する施設	1	1		1				2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)の用に供する施設				1	1			1
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	1							1
64の2	水道施設のうち浄水施設(能力1万m ³ /日以上)	5							5
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	1		17	4			18
66	電気めっき施設				3	3			3

※26 無機顔料製造業の用に供する施設

資料－210 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数等(2)

(令和3年3月31日現在)

水濁法施行令別表第1の特定施設番号	業種または施設区分	特定事業場(水濁法第5条第1項又は第2項の届出を要するもの)						第5条第3項有害物質使用特定事業場	合計
		一日当たりの平均排水量50m ³ 以上の事業場	うち、有害物質使用特定事業場		一日当たりの平均排水量50m ³ 未満の事業場	うち、有害物質使用特定事業場			
			うち、有害物質使用特定事業場	うち、地下浸透をしている事業場		うち、有害物質使用特定事業場	うち、地下浸透をしている事業場		
66の3	旅館業の用に供する施設	17			41			/	58
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設(学校給食法第6条に規定する施設)				5			/	5
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設				10			/	10
66の6	飲食店(次号 [※] 及び第66号の8 [※] を除く)に設置されるちゅう房施設	2			17			/	19
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	4			52			/	56
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設				29			/	29
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	2			7	4		/	9
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設				1			/	1
69の2	卸売市場に設置されている施設で水産物に係るもの				1			/	1
70の2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設	1			17			/	18
71	自動式車両洗浄施設				310			/	310
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査等の用に供する施設				91	41		/	91
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設				3			/	3
71の4	産業廃棄物処理施設				6	1		/	6
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設				1	1		/	1
72	し尿処理施設(501人槽以上)	14						/	14
73	下水道終末処理施設	5						/	5
74	特定事業場から排出される水の処理施設				2			/	2
特定事業場小計(第5条第1項又は第2項)		60	2		743	60		/	803
特定事業場小計(第5条第3項有害物質使用)		/	/	/	/	/	31	/	
合計		60	2		743	60	31	/	834

※次号(66の7) そば店、うどん店、すし店のほか、通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設
 ※66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店に設置されるちゅう房施設

資料－210 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数等(3)

(令和3年3月31日現在)

有害物質貯蔵指定事業場			
平均排水量50m ³ /日以上の事業場数	平均排水量50m ³ /日未満の事業場数	第5条第3項有害物質使用特定事業場	うち有害物質貯蔵指定施設のみ
3	9	1	1
合計			
14			

資料-211 宮城県公害防止条例の汚水等に係る特定施設設置の届出状況

(令和3年3月31日現在)

番号	施設の種類	規模又は能力	事業場数
1	水産物卸売市場の洗浄施設(陸揚げ地に開設されたものに限る)		0
2	集団給食施設(水質汚濁防止法の特定施設に該当する場合を除く)	給食能力が継続的に1回100食以上又は1日250食以上	32
3	ガソリンスタンド営業又は自動車整備業の用に供する洗浄施設		148
4	廃油の再生の用に供する原料処理施設		1
5	公衆浴場業の用に供する洗場施設		10
6	ごみ処理施設	処理能力が1時間当り200kg以上	0
7	動物園	成畜の飼養能力が30頭以上	1
8	病院の廃液の処理施設(有害物質又はフェノール類含有物を取り扱うものに限る)		1
9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設(灯油その他の油類を使用するものに限る)		0
合 計			193

資料-212 法・条例・協定の排水基準等が適用される事業場への立入検査結果

令和2年度

	水質汚濁防止法	宮城県公害防止条例	公害防止協定	広瀬川の清流を守る条例	計
立入事業場数	80	8	3	7	98
基準等超過事業場数	4	3	0	0	7

※延べ事業場数。重複している場合は左側の列の区分に計上。

資料-213 立入検査における検体検査結果

令和2年度

		水質汚濁防止法	宮城県公害防止条例	公害防止協定	広瀬川の清流を守る条例	計
総検体数		87	8	6	7	108
基準等超過検体数	一般項目	pH	2	0	0	2
		BOD	1	0	0	1
		COD	0	0	0	0
		SS	0	0	0	0
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	0	0	0	0
	大腸菌群数	1	2	0	0	3
	有害項目	砒素及びその化合物	0	1	0	0
計※		4	3	0	0	

※1検体で複数項目超過した場合は、合計が一致しない場合がある。